別表第三第四十三号中「二十四万枚」を「四十四万枚」に改める。

別表第四第五十三号中「一枚」を「別表第一第四十九号イからヘまでのいずれかに掲げるものにつき一枚」に改め、同表に次のように加える。

ヌ	素材	銀
	品位	純銀
	量目	三十一・一グラム
	形式	  直径：四十ミリメートル 彩色：白色、灰色、黒色、水色、青色、青紫色、赤色、茶色、黄土色、オレンジ色、黄色、黄緑色及び緑色
ル	素材	銀
	品位	純銀
	量目	三十一・一グラム
	形式	  直径：四十ミリメートル 彩色：白色、黒色、水色、青色、青紫色、赤色、黄緑色及び緑色

五十七　国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第四十九号トからルまでのいずれかに掲げるものにつき一枚を容器に入れたもの　一万三千八百十九円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂